Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 194 2018 年 05 月 14 日

イエメン　商標登録手続きに関する新しい期限

イエメン貿易産業省は、2018 年省令 No.20 を公布した。該省令では、出願放棄に関し、より具体的な期限が設定された。

第 1 条

出願費用納付後 12 ヶ月の間、出願人側の理由で中断し、登録手続きが完了していない出願は、放棄したものとみなされる。

第 2 条

条件付き登録査定、拒絶決定、審判での決定がなされた後の 12ヶ月の間、登録手続きが完了していない出願は、放棄したものとみなされる。

第 3 条

公告通知の発行後 60 日以内に、出願人が公告手続きを完了していない出願は、放棄したものとみなされる。

第 4 条

異議が申し立てられた出願人が、申立期限経過後 90 日の間に異議に応答する旨を商標局に連絡しなければ、該出願は放棄したものとみなされる。

本規定は、施行前後において登録手続きが中断している、すべての出願に適用される。しかし、現商標法及び規則にある規定と抵触するものではない。

（出典：SMAS Intellectual Property）

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。